2 米国最高裁判例紹介

連邦最高裁判例史（6）
― 著作物のフェアユース ―

藤野　仁三 *

はじめに

Google v. Oracle事件連邦最高裁判決（2021年４月）を契機に、米国における著作物のフェアユース問題が注目をあつめている。この事件では「アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）」の複製使用が「公正な使用」（フェアユース）と認められるかどうかが争われ、10年にわたる裁判を経て、連邦最高裁は最終的にフェアユースを認めた。この事件の連邦最高裁判決については、すでに本誌で紹介ずみである[1]。

米国著作権法は、フェアユースについて107条で著作権侵害とならない行為の類型を例示している。この規定は1976年の改正著作権法に導入されたものである。著作物の使用が公正であるかどうかの判断は、①使用の目的及び性格（商用、非営利の教育的目的を含む）、②著作物の性質、③著作物全体に対する使用部分の量とその実質性、④潜在的市場や価値に対する影響―の４項目を考慮して決定する[2]。

しかし、著作権法には、フェアユースの定義はおかれておらず、事件の具体的な事情を勘案して裁判所が判断することになるが、フェアユース関連の判例は他の法律問題に比べて圧倒的に少ない。しかも、影響力のある判例は、連邦最高裁や限られた連邦裁判所から出された判決に限定されているのが現状である[3]。

本稿は、1976年著作権法改正以降の連邦最高裁の５件のフェアユース判例を検討し、判例にみるフェアユースの射程と現状を明らかにするものである。なお、取り上げる連邦最高裁判例はすべて著名なものであり、判例評釈や解説などでこれまでに多数公開されている。したがって、本稿では４項目の考慮事項のうち、事案毎に特筆された事項をとりあげて紹介する。

１.「ベータマックス事件」（1984年）[4]

（1）事案の概要

テレビ番組の著作権をもつUniversal City Studios, Inc.は、ソニー製VTRを使用してテレビ番組を録画する消費者の行為が著作権侵害であり、侵害を引き起こすVTRの製造・販売も著作権を間接的に侵害するとして、Sony Corp. of

1－本誌 Vol. 62, No. 2, June 2021, 82-83頁。

2－著作権法107条（排他的権利の制限：公正な使用）は以下のように規定する。
「第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。
（１）使用の目的および性質（使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む）、
（２）著作権のある著作物の性質、
（３）著作権のある著作物全体との関連における使用部分の量および実質性、及び
（４）著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。
上記のすべての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体はかかる認定を妨げない。」

3－Barton Beebe著（城所岩生（訳））「米国著作権法フェアユース判決（1978－2005年）の実証的研究（１）」『知的財産法政策学研究』（北海道大学）、21巻 (2008年)、141頁（「われわれが、現代アメリカ合衆国のフェアユース判例法という場合、基本的に最高裁、第２および第９控裁、およびニューヨーク南部地区地裁の４裁判所が出した、122件の意見および他地区の連邦裁判所の出した、これらの意見の後継意見を指すことになる。」）参照。

4－Sony v. Universal City Studios, Inc., 464 U.S. 417 (1984)

＊藤野 IP マネジメント代表

Americaを相手取り1976年に訴訟を提起し、侵害の差止めと損害賠償を求めた。

地裁は、テレビ番組が公衆に無料で放送されていること、録画が非営利目的であること、そして録画が家庭内で行われる私的な行為であることなどを重視し、著作物全体が録画されたときであっても「原告のオリジナル作品のマーケットを減少させない」として、番組を録画する行為をフェアユースとみなした。また、仮にVTRの家庭内での録画が侵害にあたるとするとしても、Sonyは録画を行うVTRの購入者とは直接的に関係せず、寄与侵害の責任を負うものではないと判決した。

しかし、控訴裁判所は、VTRの家庭内使用は何らかの生産をもたらすための利用（productive use）ではないとしてフェアユースを認定せず、地裁判決を破棄した。控訴裁はその理由として、VTRによって可能になった大量録画の累積によりUniversal City Studioの著作物の潜在的市場が減少する傾向にあることを指摘した。また、著作権のついたテレビ番組を録画することは、VTRの最も顕著かつ主要な利用方法であり、Sonyは家庭でのVTR所有者による侵害行為を知っていたという理由から、間接的な侵害責任を認めた。

事案は連邦最高裁に上告された。

（２）連邦最高裁判決

連邦最高裁は５対４の僅差で控訴裁判決を破棄し、Sonyの勝訴判決を言い渡した。最高裁はその理由として、① 消費者による私的なテレビ放送のタイムシフトに対し、著作権者の多くは何ら異議を唱えない可能性が高いことをSonyが立証した、②テレビ放送のタイムシフトにより著作物の潜在的市場が損害をうけ、その市場価格にも影響する可能性があることをUniversal City Studioが立証しなかった―ことを挙げた。そして、VTR録画が侵害とならない場合が多くあり、SonyによるVTR機器の販売は著作権の寄与侵害にはならないと結論づけた。

連邦最高裁は、具体的には以下のように述べた。

> 地裁は、家庭内での利用を目的としたタイムシフトは非商業的、非営利と評価されるべきと判断したので、そのような利用は公正（フェア）であると推定するのが適切である。さらに、テレビで放送される映像著作物の性質と、タイムシフトが全て無料で視聴するよう勧められている作品を視聴者が見ることを可能にしているだけであることを考慮すると、作品全体が複製されていてもフェアユース認定にあたり不利に作用しない。さらに、著作物の潜在的市場や価値に対する影響を考慮することは必要だが、そのような影響を証明できない利用を創作者の創作意欲を守るために禁止する必要はない。
>
> 本件でソニーに寄与侵害責任を課するならば、それは、使用者が無許可で著作物を録画するであろうことを知っていたとの推定に立たなければならない。…そのような推定で著作権法上の責任を認めた先例はない。しかし、特許法に先例が存在するので、それを参照するのが適切である。特許判例では、その特許を使用する以外に用途がない場合にのみ寄与侵害を認めてきた。著作権法と特許法は異なるが、寄与侵害について共通の基礎がある。従って、複製機器の販売も、他の有用商品と同様、それが広く合法的で意義のない目的に使用されたか、あるいはその可能性があれば寄与侵害とはならない[5,6]。

5－この法廷意見に対し、反対意見は次のように批判する。「家庭での視聴のために録画を行うことは、著作物の生産的利用ではなく、むしろ通常の利用である。非生産的利用であっても、当該利用が著作者の著作物の価値又は市場に影響を及ぼさない場合があることは認めるが、「小さな侵害の個々の事例が多数重なると、全体としては防止しなければならない重要な著作権侵害になる」ことも考慮し、通常の利用について著作者から保護を奪う場合には、裁判所は慎重になる必要がある。･･･放送からの録画はベータマックスに関する予測可能な利用であるばかりか、意図された利用でもある。放送からの録画が著作権侵害である場合は、ソニーはベータマックス利用者の侵害行為を誘引し、侵害行為に実質的に寄与したといえる。

6－ベータマックス事件の概要及び判決文については、文化審議会著作権分科会（第23回）で配布された「参考資料２」に拠った。

2.「フォード元大統領回想録事件」（1985年）[7]

（1）事案の概要

総合出版社のHarper & Row（原告）は、フォード元大統領に対し回想録の出版を提案した。両者は、回想録とその出版前の要約版の発行に合意し、原告は要約版についての排他的に取り扱う権利を得た。

回想録の原稿完成が近づいたため、原告は雑誌‘TIME’に回想録の要約掲載を打診し、TIMEはそれに同意し、対価として２万５千ドルをHarper & Rowに支払った。TIMEに要約が掲載される直前に、回想録の内容が雑誌‘The Nation’に持ち込まれた。同誌はそれが無断で持ち込まれたことを知りながら、それを記事として公表した。記事中300ワード位が回想録の内容から直接引用されていた。TIMEはHarper & Rowとの契約を破棄し、Harper & Rowは著作権侵害でThe Nationの発行者（被告）を連邦地裁に提訴した。

被告は、フォード元大統領が公人であることを理由にして、内容の一部を無断引用した行為はフェアユースにあたると主張した。しかし、地裁は、被告のフェアユースの主張を認めず、著作権侵害にあたると認定した。事案は第２巡回区控訴裁に上訴され、控訴裁は、著作物の対象が公人であることを重視し、地裁判決を破棄した。原告は連邦最高裁に上告した。

（2）最高裁判決

最高裁は、控訴裁の判決を退け、次のように判示した。

回想録のもつ公益性から被告の侵害責任が免除されると判決したが、それは誤りである。控訴裁は、回想録がまだ未公開であり、それがもたらす潜在的なマーケットへの影響を考慮していない。また、原作の表現を直接引用したという点についても、それを過小に評価する誤りを犯した。伝統的なフェアユースの原則の下では、著作物の利用は侵害責任を問われない。それは、著作物にアクセスする機会が増えるという公益性を考慮するからである。しかし、著作権法を制定した連邦議会は、公人の未公開の著作物に対する野放図なアクセスを許す「強制実施権」を意図しておらず、裁判所もそのような判例を認める保証をしていない。未公開の原稿から要旨を直接複製使用することはフェアユースとは認められず、控訴裁の判決を破棄し、差し戻す。

連邦最高裁は第４要素（潜在的市場への効果）について以下のように説明した。

> フェアユースを否定するには、「複製が広まった場合に著作物の潜在的な市場を損なう」（ベータマックス事件）ことを立証するだけでよい。この場合、原作に対する影響だけでなく、派生的な作品のマーケットに対する影響についても考慮しなければならない。The Nation誌の記事について、ここで問題とされた直接的な引用以外の、事実に関する他の部分は、ほとんどが「謝罪」（pardon）に関する部分からの導入である。要約は、「ニクソンの謝罪」（Nixon pardon）についての面白いエピソードを取り上げている。未公開原稿からのこれらを借用することで、その記事があたかもフォードが何か真実を語っているような印象を読者にあたえた。従って、それは、発行前の要約版とマーケットシェアを直接争うものである。

3.「ヒッチコック映画『裏窓』事件」（1990年）[8]

（1）事案の概要

この事件は、アルフレッド・ヒッチコック監督の有名なサスペンス映画『裏窓』（Rear Window）の著作権をめぐって争われたものである。

短編小説（“It Had to Be Murder”）の作者であるCornel Woolrichは1945年、小説を映画化するための28年間の著作権を映画の製作会社に許諾した。その際に、更新延長（28年）につい

7－Harper & Row, Publishers, Inc. v. Nation Enterprises, 471 U.S. 539 (1985)
8－Stewart v. Abend, 495 U.S. 207 (1990)

ても、著作権許諾を約束した。映画『裏窓』は1954年に上映された。しかし、更新延長の前にWoolrichが死亡したため、彼の管財人は1969年に遺産についての著作権を更新し、小説の代理人であるSheldon Abend（原告）に譲渡した。原告は映画の製作会社に更新延長の著作権許諾をしない旨、通告した。

1971年に映画『裏窓』は、ABCテレビ放送網で放映された。原告は1974年、映画の製作会社（MCA）、監督（Alfred Hitchcock）、主演（James Stewart）等を相手取り、著作権侵害で訴えた。結局、事案は、被告等が２万５千ドルを原告に支払うことで和解した。しかし、和解から数年後に、映画『裏窓』が劇場やケーブルテレビ、レンタルビデオなどを通じで再リリースされたため、原告は改めて被告を著作権侵害で提訴した。

地裁は、被告による映画『裏窓』の再リリースはフェアユースにあたると判決した。しかし、第９巡回区控訴裁は地裁判決を破棄。被告は控訴裁判決を不服として、原作に依拠して派生的な作品を創ることはフェアユースにあたると主張して連邦最高裁に上告した。

（２）最高裁判決

最高裁は次のように述べてフェアユース抗弁を退けた。

被告が、Woolrichの原作に基づく映画を再利用したのは、典型的な不公正な使用にあたり、フィクションの商業利用は原作者の編集権を損なっている。被告の再利用は、著作権法107条の何れの類型にも属さないし、４要素を満足するものでもない。映画の製作会社は、商業目的で映画を再リリースすることにより1200万ドルの収入を得た。また、原作がフィクションであることは、その再利用をフェアユースであると認定することを難しくしている。

再利用の「量」と「意義」については、Woolrichの原作は、映画の主要部分をなすもので、実際に映画では、ユニークなセット、話しの筋、登場人物の性格、出来事の構成などでそれを使用している。また、被告が映画を再利用したために、原告が原作を派生著作物として製作・放映することを難しくしている。

４.「プリティウーマン・パロディ事件」（1994年）[9]

（１）事案の概要

Roy OrbisonとWilliam Deesは1964年、ロックバラード‘Oh, Pretty Woman’を作詩・作曲し、著作権をAcuff-Rose Music, Inc.に譲渡した。Luther R. Campbell他２名は人気ラップ音楽グループを結成し、1989年にPretty Womanと題するパロディソングを作った。Campbell等は、著作権者に対し自作曲（パロディソング）に原曲の著作者名を表示し、著作権使用料を支払う用意があることを伝えていた。しかし、著作権者はその受け入れを拒否した。

Campbell等の自作曲を収録したアルバムは、1989年にLuke Skywalker Recordsからレコード・CD等で発売され、１年間に25万枚を売り上げるベストセラーとなった。著作権者は1990年、Campbell等とそのレコード会社を相手取り、著作権侵害訴訟を連邦地裁に提起した。地裁は、被告の自作曲が原曲のパロディであり、著作物のフェアユースにあたるとして、著作権者の著作権侵害の主張を退けた。

事案は第６巡回区控訴裁判所に上訴され、控訴裁は地裁判決を破棄し、事案を差し戻した。その理由として控訴裁は、連邦最高裁判例（ベータマックス事件判決）を引用し、①被告の作品は商業的性質をもつのでフェアユースに該当しないとの推定が働くこと、②被告が原曲の肝の部分を自作曲のさわりとして使用したことは行き過ぎであること、③原曲の潜在的市場に与える損害はフェアユースを判断する上で最も重要な指標であり、被告の自作曲は商業的目的をもつ

9－Luther R. Cambell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994)

10－本件の評釈として、古城春美「パロディと著作物のフェア・ユース」（藤倉皓一郎/小杉丈夫［編］『衆議のかたち―アメリカ連邦最高裁判所判例研究（1993~2005）』東京大学出版会（2007年））がある。また、最高裁判決全文の日本語訳が一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）から公開されている（プリテイ・ウーマン事件最高裁判決 (softic.or.jp)）。

のであるから損害が推定されること―を挙げた。

原告は連邦最高裁に上告し、最高裁は控訴審判決を破棄し、差し戻した[10]。

（2）最高裁判決

法廷意見は、上記項目①の「商業的性質の有無」について、判決理由を次のように説明した。

> 法律の規定は、商業的目的か教育的目的かは、第1要素の検討対象の一つにすぎないことを明確にしている。先例(Harper & Row判決)が説明したように、連邦議会は、フェアユースと推認されるカテゴリーを限定することは従来の検討の範囲を狭めるとしてこれを否定し、裁判所が従来からの広い視野を維持するよう促している。従って、利益を目的としない教育的な利用であるという事実だけで著作権侵害の認定が回避される訳ではない。同様に、商業的な利用であるというだけで公正な使用が否定される訳でもない。もし、商業的目的があれば公正な使用とならないと推定するならば、ニュース報道、解説、批評、授業、研究、調査などを含め、法第107条の前文に列記されている例示的な利用のほとんどがその推定の対象となるであろう。なぜならば、例示された活動は、一般的には利益目的で行われているからである。

また、パロディの性質について、法廷意見は次のように説明した。

> パロディのユーモアは、常に「歪められた模倣」という手段によって、その目的物をそれとわかるように貶めることで生じる。その技巧は、有名な原作と、パロディであるもう一方の作品との間の緊張関係の中にある。パロディがある特定の原作に狙いをつけた時、そのパロディは、批判的なウィットが認識されるに十分な程度にその原作を「貶める」ものでなければならない。この時に役立つのが、パロディ制作者がそれを視聴する者が知っているとおもわれる原作の最も特徴的で覚えやすい部分を引用することである。原作を認識するのに十分なほど利用されたとして、それ以上にどこまでの利用が合理的であるとして許容されるかは、その歌の最も重要な目的と性格がどの程度まで原作をパロディ化することにあるのか、あるいは反対にパロディが原作の市場の代替物となる可能性がどの程度あるのかに依拠する。いずれにせよ、ある程度の特徴的な部分の利用は避けられない。

5.「Java APIコード事件」（2021年）[11]

（1）事案の概要

Googleは2005年、スマートフォン用の無償プラットフォームを開発するため、パソコン用ソフトウェア・プラットフォームの開発会社であるAndroidを買収した。Android買収後、プログラム言語‘Java’を開発したサン・マイクロシステムズに、Javaの使用許諾を申し入れて交渉を開始したが、両者間に相互操作性についての基本的な考え方に相違があり、結局、Googleはライセンス取得を断念し、自力でプラットフォーム開発した。その過程でGoogleは、Java SEのApplication Programming Interface（API）のプログラムコードの一部（11,500行相当）を複製した。

Oracleは2009年、Sun Microsystemsを買収し、Java関連の知的財産権を取得した。翌2010年、Googleが同社の特許権と著作権を侵害したとして連邦地裁に提訴した。著作権については、Googleが37個のパッケージを無断で複製したことを侵害請求の根拠とした。

地裁は、審理を著作権侵害請求、特許権侵害請求、損害賠償請求の順におこなうこと、裁判官が著作権保護の適格について審理をおこなうこと、陪審員が侵害問題とフェアユース抗弁を審理することを決定した。

陪審員は、著作権侵害についての請求の一部を認めたが、Oracleの特許侵害請求については

11－Google LLC v. Oracle America, Inc., 141 S. Ct. 1183 (2021). 本判決の詳細については、藤野仁三「グーグルによる API コードの複製使用がフェアユースとされた事例」（『比較法学』（早稲田大学比較法研究所）第 55 巻、第 3 号）を参照されたい。

退けた。特許侵害請求は、その後取り下げられた。フェアユース抗弁を認めるかどうかについては意見が割れ、結局、裁判官が複製されたAPIコードは、著作権保護が認められない運用や方法に関するコードであると認定した。

事案は連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）に上訴された。CAFCは地裁判決を退け、宣言コードもSSOも著作物であると判決し、その上で、フェアユース抗弁については証拠が不十分であるとして地裁に差戻した。Googleは、この判決を不服として連邦最高裁に上告したが、上告は受理されなかった。

差戻審で地裁の陪審は３日間にわたる評議を行い、AndroidプラットフォームでのAPIの一部コードの使用はフェアユースであると評決した。Oracleはこの判断を不服として再度CAFCに上訴。CAFCはすべての事実問題についてGoogleの主張を認めたものの、フェアユースについてはそれを認めず、著作権侵害に対する損害賠償を審理するよう地裁に改めて差し戻した。

Googleはこの判決を不服として連邦最高裁に２度目の上告を行った。連邦最高裁はこの上告を受理し、原審の判決を破棄し、差戻した。

（２）最高裁判決

Java APIの37のコードを一部複製したGoogleの行為がフェアユースであるかどうかを判断するため、最高裁は著作権法107条が定める４要件を適用して検討した。その中から、「著作権の性質」と「潜在的市場への影響」についての法廷意見を引用する。

＜著作物の性質について＞

著作物の性質（第2要素）はフェアユースの適用を支持している。Googleが複製したのは、「ユーザー・インターフェース」（UI）で、このUIによりソフト開発者はコマンドを入力することで書き換え済みのコンピュータ・コードに簡単にアクセスできる。このコードは、コンピュータに何らかのタスクを実行するよう指示するコンピュータ・コードとは異なるものである。本件で複製されたコードは、著作物性のないアイデアやGoogleが作成したコードと結合している。それは、他のコンピュータ・プログラムとは異なるもので、APIシステムを使い慣れたソフト開発者達の努力によって構築されたものである。これらを勘案すると、本件でフェアユースを認めたとしても、連邦議会がコンピュータ・プログラムに著作権の保護を付与した立法目的に反することにならない。

＜潜在的市場への影響について＞

証拠によれば、Googleのスマートフォン用プラットフォームはマーケットでJava SEに置き換わるものではない。また、Java SEのインターフェースを別のマーケットで再利用することにより著作権者が利益を得ることも証拠で示されている。最後に、これらの行為に著作権を行使することは、公衆の創作を阻害するおそれがある。したがって、これらを考慮すると、第４の要素もフェアユースの適用を支持している。